

## 大田区地域防災計画（令和4年修正）素案に対する区民意見公募手続 （パブリックコメント）の実施結果について

### 1 実施概要

#### （1）実施期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月25日（木）まで

#### （2）対象

区内に在住・在勤・在学の方、その他計画に関係を有する方

#### （3）閲覧方法及び閲覧場所

大田区ホームページ、防災危機管理課、区政情報コーナー、各特別出張所

### 2 実施結果

#### （1）意見の提出方法及び提出者

電子申請 3名、持参 3名、FAX 4名 郵送 0名 計10名

#### （2）提出された意見及び内訳（詳細は別紙のとおり）

No.	項目	件数
1	大田区地域防災計画全般に関すること	13件
2	大田区地域防災計画（令和4年修正）素案について	10件
3	説明資料 別紙1「区の災害対策の課題と対応について」	11件
4	その他防災の取組について	12件
		46件

#### （3）対応内訳（詳細は別紙のとおり）

ア 計画に反映 4件

イ 今後の取組に反映 31件

ウ 現状の説明等 11件

### 3 今後の予定

大田区ホームページで実施結果を公表予定。

**大田区地域防災計画(令和4年修正)素案に係る  
区民意見公募手続(パブリックコメント)に提出された意見要旨及び区の考え方**

別紙

1 大田区地域防災計画全般に関すること

No	項目	意見の要旨	区の考え方(案)
1	計画全体	「要配慮者」という言葉に関して、定義が曖昧で実感が伴わないのではと心配に思っている。大災害時には誰にも支援が必要。そうして障害ある人たちへの「合理的配慮」ということを、基本的なところで強く認識していただきたい。	「要配慮者」の定義は、災害対策基本法や東京都地域防災計画における定義を踏まえ、大田区地域防災計画では「災害から身を守るため、またその後の避難生活を送るうえで、一定の配慮が必要な人々をいい、一人暮らしや日常生活に支障のある高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等」としております。災害の状況や個々の障がいの状況に応じた適切な支援や対応について、「合理的配慮」の考え方に沿ってさらに検討してまいります。
2	計画全体	単なる修正とは言えないくらいの量の修正案になっているが、概要の内容がそれに比して簡単すぎて中身が理解できる説明となっていない。	今後の修正においては、修正内容をより分かりやすく説明するための資料について、改善を図ってまいります。
3	計画全体 防災会議委員の構成	要援護者対策(外国人含む)について、様々な立場の人について検討されているのは良いが、当事者の意見反映が保障されているのか。防災会議のメンバーの中に1人も当事者が入っていないし、避難計画と実際の避難時までの検証など、当事者に聞かないと分からないことは多いと思う。防災会議メンバーに入れる、事前にアンケートをとるなど、案作成の過程に当事者の意見を入れるべき。	防災会議委員としては、男女共同参画区民会議や大田区自立支援協議会、助産師会、婦人団体連合会などに参画いただいております。要配慮者対策についてのご意見もいただいております。また、より広く区民の皆様のご意見を頂戴する場としてパブリックコメントを実施しております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
4	計画全体	緊急事態、応急対応期、復旧対応期など、大田区行政が通常の体制から災害対応体制に変わり、区政の課題の優先順位が、災害対応になる計画であると理解する。ところが、どうなったら緊急事態で、どうなったら通常に戻るのかが曖昧で、災害体制をいつまでも続けることが可能な計画であり問題である。特にコロナも災害と位置付けているため、今も何をもって、収束するかが曖昧な中、これが地域防災計画に反映・運用されることは問題である。	災害対策本部の設置は、大田区災害対策本部運営要綱※1にて定めております。また、目安ではありますが、震災発生時のシミュレーションとしては初動態勢が発災から24時間、応急対応期が24時間から72時間、復旧対応期が72時間から1ヶ月、復興対応期が1ヶ月以上として大田区地域防災計画に掲載しています。※2 一方、災害対応下においても、区民の皆様生命・身体及び財産を保護し、区民生活を維持することは区の重要な責務です。区民生活に必要な行政サービスを継続するため、震災が発生した場合に区が最優先に行うべき業務について、「大田区業務継続計画(震災編)」にて定めています。※3 災害対応下においても、区民の皆様に必要な行政サービスが滞らない体制づくりについて、引き続き努めてまいります。 なお、新型コロナウイルス感染症対策は、新型インフルエンザ等対策特別特措法及び東京都における緊急事態措置等に基づき実施しており、大田区地域防災計画に定めのあるものではありません。 ※1 大田区地域防災計画(令和3年修正)資料編P16-P23(大田区ホームページに掲載) ※2 大田区地域防災計画(令和3年修正)本編P9-20(大田区ホームページに掲載) ※3 大田区地域防災計画(令和3年修正)本編P21-23(大田区ホームページに掲載) 大田区業務継続計画(震災編)(大田区ホームページに掲載)

No.	項目	意見の要旨	区の考え方(案)
5	計画全体	災害対応時における財政投入が、応急、復旧を名目に、物資、物流、インフラ、運輸など計画に示される事業等を優先に行うことになれば、福祉、教育、医療はじめ、基本的人権を確保するため区民生活において必要な事業への財源が縮減される可能性がある。真に区民の生命財産を守るために必要な応急復旧復興がいつなのか、いつ始まり、どう終わるのかが明確ではない計画では、恣意的運用になりかねず問題である。	区民の生命や生活を守るための物資を行き渡らせ、救急、消防活動が円滑に行われるよう、インフラや流通機能を早期に復旧させるとともに、災害時にあっても人権が守られるよう、復旧復興にあたっては、区民生活への支援にも取り組みます。また、復興については、震災後1週間から1か月の間に、復興後の住民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする復興方針を策定します。また、その方針に基づき震災復興計画及び特定分野復興計画を策定します。なお、震災復興計画の策定過程においては、広く区民の意見を求めるために、公聴会等の実施について検討します。
6	計画全体	災害対応時における復旧主体が民間営利事業で担われている。公民連携など、民間事業者が行政内部に入り込み、情報を共有しながら課題解決を許す体制下において、特に、現在の外国投資家利益優先の施策が進められている国、東京都、大田区の関係の中で、災害対応におけるコストや公平性平等性含め、適正な対応、応急、復旧ができるのか疑問がある。	一日も早く元の安定した状態に再建していくには、平時から指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体といった民間企業・団体が、まちづくりや復興に関心をもつよう醸成し、その専門的な知見やノウハウを活用していくことが大切であると考えます。
7	計画全体	緊急事態下に於いて、大田区議会の体制を見ると、議会の関与にも不安があり、行政だけで災害対応が進む心配もある。	災害対策本部と議会对策本部との連携強化について、さらなる検討と具体化を図ってまいります。
8	計画全体	(上記に関連して)計画期間、事業内容、事業主体、意思決定などいずれも恣意的運用、あるいは行政内部での運用など、区民参画、二元代表制など地方自治の根幹において問題がある計画で反対である。	大田区防災会議委員の委嘱群については、大田区防災会議条例※にて定めています。多様なニーズ・意見の反映につきましては、防災会議委員の皆様をはじめ、パブリックコメントなどで広くお伺いし、計画に反映しております。また、災害救助法等の関係法令をはじめ、国の防災基本計画や東京都の地域防災計画との整合性を図っています。災害対策本部における決定過程の透明化を図るとともに、区長による発表等を実施することで恣意的運用との誤解が生じないように努めております。 ※ 大田区地域防災計画(令和3年修正)資料編P7-8 (大田区ホームページに掲載)
9	計画全体	「地域防災計画」は地域の暮らしと命を守るための重要な計画だと認識しているが、今回の修正案について、説明会が開催されなかったことは区民団体として大変遺憾である。オンラインでの説明会等できることはあったのでは。防災危機管理課としてどういったところに力点をおいた修正なのか、これから起こりうるかもしれない首都直下地震への備え、多様性配慮の視点等、修正案ポイントや考え方を直接聞きたかった。今後同様の修正があった場合はぜひ説明会を実施いただきたい。	次回の修正以降、説明会の開催も含め、感染症対策等も踏まえてより適切な対応を取れるよう検討してまいります。
10	計画全体	委員数が多いことに鑑みて、多様な視点を踏まえた防災対策の検討及び協議の場を別途に創設し、具体的な課題や取り組む事項の整理を行うことを提案する。	次回の修正以降、より実情を把握している区の各部局ごとに関係機関・団体と協議を設けていくなど、計画の修正方法について検討してまいります。
11	計画全体	国連世界防災会議「仙台防災枠組(2015-2030)」に則り、防災計画の在り方をより強固にすることを提案する。仙台防災枠組には「必要としているすべての人に対して、心理社会的なサポートとメンタルヘルスサービスを提供するための復旧スキームを強化する」との文言で精神保健、心理社会的支援が優先事項に含まれており、防災における障害者の包摂も初めて優先課題とされている。このことから、障害者団体が防災計画に参画することは必須である。については、防災減災に取り組む大田区防災会議委員に障害者団体が参画することを提案する。	障がい者団体としては大田区自立支援協議会の委員様に参画いただいております。要配慮者対策を中心に様々ご意見をいただいております。引き続き多様な視点を反映できる計画作りに努めてまいります。

No.	項目	意見の要旨	区の考え方(案)
12	防災会議委員の構成	大田区防災会議委員名簿に多様な防災ニーズ意見を反映する機関・団体といった委嘱群を新たに明記し、当該団体の新たな参画を推進すること。	大田区防災会議委員の委嘱群については、大田区防災会議条例※にて定めています。多様なニーズ・意見の反映につきましては、防災会議委員の皆様をはじめ、パブリックコメントなどで広くお伺いし、計画への反映に努めております。 ※ 大田区地域防災計画(令和3年修正)資料編P7-8(大田区ホームページに掲載)
13	防災会議委員名簿	「大田区自立支援協議会(防災部会 部会長)」とあるが、前期に大田区立自立支援協議会の部会構成に変更が加わり防災部会は消失している。扱いを確認されたい。	ご指摘いただきありがとうございます。次回の大田区防災会議名簿より修正いたします。

## 2 大田区地域防災計画(令和4年修正)素案について

No.	項目	意見の要旨	区の考え方
14	第2部 震災予防・応急・復旧計画 第2部 地域防災力の向上	第4章公助<区>の具体的な取り組み(自助・共助への支援) 5 多様性に配慮した防災対策の基本的な考え方の中に、多様な防災ニーズに応えるためにも、女性に限らず、外国人、LGBT、障害のある方といった併せて具体的な文言の追記を図ること。	いただいたご意見及び東京都の地域防災計画を踏まえ、「女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人等の多様な～」といった文言に修正しました。LGBT当事者についても、今後実効的な配慮や定義について、関係法令や東京都の地域防災計画等を踏まえて検討してまいります。
15	第2部 震災予防・応急・復旧計画 第2編 地域の防災力の向上 (cf. 別紙1「区の災害対策の課題と対応について」)	課題2番目の○に、地域と連携した女の防災人材の育成を図る。→この対応として【今後の取組】「★1災害時に女性の声を反映できるよう女性防災人材の育成」と今後取り組むべき課題が明記されている。これに対応する箇所は、本編第2部P66(ウ)防災リーダーの教育・育成の部分になると推測するが、女性リーダーの育成について、明記がないので追記していただきたい。また、担当課に人権・男女平等推進課を入れ、区内の連携を図ることが重要と考える。そのうえ防災女性リーダーのネットワーク化を図り、区内全域で男女共同参画(女性)の視点が共有できるよう支援をお願いしたい。	いただいたご意見及び東京都の地域防災計画を踏まえ、「女性の防災人材の育成」について記載することといたしました。防災リーダー等の教育・育成を含む「地域ぐるみの自主防災体制の強化と支援」の取組については、所管課を限定するものではなく、関係部局と連携の上防災危機管理課が主導となって行うという趣旨で原案の記載のままとします。
16	第2部 震災予防・応急・復旧計画 第2編 地域防災力の向上	(5)多様性に配慮した防災対策 「区及び関係機関は、区内外のさまざまな有識者の協力を得て、多様な視点から防災の考え方を啓発するとともに、多様な視点を防災の取り組みに反映・推進していく。」について、これを推進するための具体的な協議・検討の場を設けることを明記すること。	具体的な協議・検討の場については、防災会議をはじめとする既存の枠組みの中で進めてまいります。
17	第2部 震災予防・応急・復旧計画 第2編 地域防災力の向上	「消防団の活動体制の充実」について記載があり、女性の入団を促しているが、区内91か所にある学校防災拠点会議の本部組織にも女性が位置付けられるように「災害活動体制の整備」の項目に盛り込んでほしい。	学校防災活動拠点本部組織への女性の参画については、現行の大田区地域防災計画(令和3年修正)に記載しております。※引き続き、計画に基づき学校防災活動拠点における女性の参画向上を図ってまいります。 ※大田区地域防災計画(令和3年修正)本編P50(大田区ホームページに掲載)

No.	項目	意見の要旨	区の考え方(案)
18	第2部 震災予防・応急・復旧計画 第3編 都市防災力の向上	<p>【エレベータ(EV)内の防災対策について】 大田区地域防災計画「1 建築物防災計画(4)エレベーター対策」には、宛先に都を含む「国住指第1313号令和3年8月6日」に記載の、「エレベーターのかご内に、簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットの設置」を推進する旨の記載がない。東京都の地域防災計画の改定を待つより前に区として先進的に内容を反映すべき。 尚、現在区の地域防災計画の当該箇所では引用している大阪北部地震に関する国交省の指導にも防災キャビネットの設置の記載があるが、当該箇所に記載していないようである。正しい情報を周知すべきではないか。</p> <p>※参考 国住指第1313号令和3年8月6日付け国土交通省住宅局長 「建築物防災週間における防災対策の推進について(令和3年度秋季)」 (5)エレベーターの地震対策の推進</p>	ご指摘を踏まえ、計画に反映いたしました。
19	第2部 震災予防・応急・復旧計画 第5編 避難対策	(7)避難所運営に関する共通事項「要配慮者スペースを設置」とあるが、高齢者・障がい者「等」ではなく、要配慮者の記載方法に「DV被害者、LGBT当事者」も加え、詳細に記載してほしい。また、すべての項目についてこれに準じること。	ご指摘いただいた箇所については、階段を昇り降りすることが困難な方への配慮として、原則「要配慮者スペースを1階に配置すること」を定めているものです。また、大田区地域防災計画においては、災害対策基本法や東京都地域防災計画を踏まえて、要配慮者の定義を「災害から身を守るため、またその後の避難生活を送るうえで、一定の配慮が必要な人々をいい、一人暮らしや日常生活に支障のある高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等」としております。※DV被害者やLGBT当事者についても今後実効的な配慮や定義について、関係法令や東京都の地域防災計画等を踏まえて検討してまいります。※大田区地域防災計画(令和3年修正)本編P287(大田区ホームページに掲載)
20	第2部 震災予防・応急・復旧計画 第5編 避難対策	2 福祉避難所(4)福祉避難所の開設手順について 「集団生活が困難である等の理由がある者は、その旨を避難所に配置された区職員に申し出る」「避難所から災害対策本部に、福祉避難所へ移送する」ことは、災害の規模にもよるが、当事者や支援する家族の身になって考えると現実的ではない。高齢の方や障害のある方等の個別避難計画で、福祉避難所施設との事前マッチングを行い、マッチングができた方には、直接避難を受け入れるとともに避難生活の場とすることを伝えることが必要。このことは、乳幼児や妊産婦の方も同様。	震災時には、事前に避難所の開設準備ができないことや、震災の程度によっては、道路状況など遠方の福祉避難所へ直接避難することが難しいことも想定され、学校等に開設される一次避難所に避難していただく想定です。風水害時において、事前に予測できる進行型の台風が接近する際は、福祉避難所を学校等の避難所と同時開設することをめざして準備を進めています。福祉避難所は、障がいの程度が重い方、介護の必要がある高齢者の方で、水害時緊急避難場所に開設される要配慮者スペースで過ごすことが難しい方を対象としております。今後、個別避難計画作成の際には、福祉避難所の利用が必要な要支援者が適切に避難できるよう、対象者の状況等を踏まえ、避難先について検討してまいります。

No.	項目	意見の要旨	区の考え方(案)
21	第2部 震災予防・応急・復旧計画 第9編 要配慮者及び避難行動要支援者対策	第2章「具体的な取り組み」の予防・応急・復旧対策の「要配慮者」の内容については、「高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人」に加えて「DV被害者、LGBT当事者」も入れていただきたい。	大田区地域防災計画においては、災害対策基本法や東京都地域防災計画を踏まえて、要配慮者の定義は「災害から身を守るため、またその後の避難生活を送るうえで、一定の配慮が必要な人々をいい、一人暮らしや日常生活に支障のある高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等」としております。※DV被害者やLGBT当事者についても、今後実効的な配慮や定義について、関係法令や東京都の地域防災計画等を踏まえて検討してまいります。※大田区地域防災計画(令和3年修正)本編P287 (大田区ホームページに掲載)
22	第2部 震災予防・応急・復旧計画 第9編 要配慮者及び避難行動要支援者対策	「要配慮者の説明」も掲載し、地域にはさまざまな方が暮らしていて配慮が必要であることが理解できるような書き方にしていきたい。	ご指摘を踏まえ、第2部第9編「要配慮者及び避難行動要支援者対策」に一部文言を追記しました。
23	第2部 震災予防・応急・復旧計画 第9編 要配慮者及び避難行動要支援者対策	(5)個別避難計画の作成について 自治体の努力義務となった個別避難計画の作成を大田区が主体的に、優先度が高い要支援者から順次作成を検討する中では、さまざまな仕組みづくりが重要となるが、私たち区民にもかかわりを求めていただきたい。 個別避難計画の作成を実効性のあるものにしていくためには、地域の中で要支援者の個別避難計画の作成を協働し、ともに行う訓練を通して検証していく必要がある。大きな災害であればあるほど、誰もが自分の家族のことで精いっぱいであり、そのような中で他の家族のことや要支援者のことまで考えられるわけがないということは承知しているが、地域住民の方、高齢の方、障害のある方等が一堂に会し、不安なことを本音で語り合う中から本当の意味での「支え合い」が生まれ、災害にも強い街を目指せると考えている。 具体的には、「個別避難計画の作成モデル地域」を公募し、推進していただきたい。また、社会福祉施設を利用している方々の個別支援計画は、平常時の計画だと認識している。社会福祉施設を利用している場合の個別避難計画も必要なことから、個別支援計画の中に「災害時版」も加えるよう社会福祉施設に働きかけていただきたい。	国の指針でも「計画の実施に関係する者が参加する会議を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが望ましい」とされています。個別避難計画の作成において、実効性のある計画とするためには、地域における支援者との連携が大切です。これまでも、避難行動要支援者名簿の提供先である、警察、消防、自治会・町会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどと連携し、平常時から災害時への備えを進めてまいりました。 区として、今後の個別避難計画作成にあたって、避難行動要支援者ご本人・ご家族や地域における多様な支援者の皆様との連携について、これまで以上に強化してまいります。 あわせて、社会福祉施設に対しても、施設利用者である要配慮者への災害時における支援の重要性についても認識いただくよう周知を進めてまいります。

### 3 説明資料 別紙1「区の災害対策の課題と対応について」

No.	項目	意見の要旨	区の考え方
24	【3】学校防災活動拠点体制	学校防災活動拠点における「要配慮者対策の強化」に関して、「障害者」として取り上げられてもそのあり様と支援のニーズはさまざまである。「強化」に際しても当事者の意見をしっかりと取り上げていただきたい。拠点についてのその取り組みをモデル的に実施していただくと具体的な検討の役に立つと考える。	令和元年台風19号以来、学校防災活動拠点における要配慮者スペースの運営体制の構築に取り組んでまいりました。要配慮者スペースには、福祉部の職員を配置し、職員向けの研修を実施しております。また、総合防災訓練や拠点訓練において、障がい者の支援ニーズを聴き取っていただくことが大事であることを地域の皆様にも啓発しているところです。一言に「障がい者」といっても、障がいの特性や程度により災害時における対応は様々です。引続き、避難してきた要配慮者に対して寄り添った対応を行ってまいります。

No.	項目	意見の要旨	区の考え方(案)
25	【3】学校防災活動拠点体制	<p>課題：学校防災活動拠点組織の活動体制の整備→対応：水害時緊急避難場所の開設・運営体制について</p> <p>一昨年の台風19号を踏まえて嶺町小学校と多摩川小学校は使用不可となっているが、矢口中学校は多摩川流域から近い位置にあるにも関わらず避難所に指定されている。ハザードマップによると、矢口中学校は5.0m～10.0m浸水深、浸水継続時間は672時間の区域に位置している。</p> <p>矢口中学校防災活動拠点会議においてコロナ禍、水害時の避難所対応を矢口中学校、矢口出張所、会議委員の方々と訓練や会議を進めているが、この浸水想定を見て果たしてこのまま続けていいものだろうかと思ってしまう。今年には本部のなかに女性ワーキングチームを位置付けて、現在矢口中学校の備蓄倉庫整理を行っている。日々の活動が実を結ぶためにも、安心できる避難場所の確保を早急に考えてほしい。</p>	<p>矢口中学校の浸水想定は、ハザードマップ上で3.0m～5.0mの凡例に該当します。校舎の高さ等と照らし合わせ、2階以上であれば使用可能であること確認済みです。嶺町小学校や多摩川小学校は「家屋倒壊等氾濫想定区域」に該当しているため使用不可としておりますが、矢口中学校は当該区域への該当はないため2階以上のみ使用可として水害時緊急避難場所に指定しています。</p> <p>避難場所の確保については、水害時、矢口地区は避難対象数に対して避難施設や収容可能者数が少ないことを鑑み、大田区民プラザや日体荏原高等学校を水害時緊急避難場所と同時に開設する補完避難所として指定し、開設・運営体制を整備しています。</p>
26	【5】情報伝達体制	<p>情報の取得活用が困難な(要配慮者等)に対する有効な情報提供手段の検討について、障害がある人たちの情報の取得方法は様々である。「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」という視点からも「有効な情報提供手段の検討」は具体的な場面を想定し、大いに進めるべきであり、そこに当事者の実感は必須であるということは言うまでもない。当団体ではかねてより、支援の必要なご本人がご自身のあり様を示すツールとしての「ヘルプカード」を作成～周知努力をしているが、その記入事項に、「情報の取得方法」の説明も加えるなどこちらの努力も必要かと認識している。</p>	<p>災害時、要配慮者に寄り添った支援を行っていくためには、どのような障がいがあり、日常生活でどのようなことに困っているのかを知ることが重要です。その中でも災害情報をいかに早く取得することが命を守る重要な要素でありますので、ヘルプカードにその項目を盛り込んでいただくことは意義があると考えております。</p>
27	【6】避難所の環境改善、感染症対策	<p>要配慮者用物品・感染症対策物品について、「備蓄」も大切だが、医療などへのつながりも意識していただけると安心が増すと考える。</p>	<p>物品については、備蓄するだけでなく関係部署・機関と連携しながら充実させていきます。</p>
28	【6】避難所の環境改善、感染症対策	<p>避難所内に要配慮者専用スペース及び単身女性・乳幼児専用スペースを設置について、「要配慮者」も個別のニーズは様々である。スペースに縛られ押し込められてしまったりすることのないよう、基本的な考え方をご確認いただきたい。例えば、重度障がい者の排泄処理に必要な場所の確保が必要(自分のペースで安心してできる場所)、またそれをサポートしてくれる人員も必要と考える。</p>	<p>「要配慮者スペース」は、一般のスペースでは過ごすことのできない要配慮者が安心して避難生活を送っていただくために開設するスペースです。指定避難所毎にあらかじめ決められた教室等を割り当てて開設準備にあたっています。そこには座位が取れない方が横になって過ごすための段ボールベッドや、柔らかい素材のジョイントマットなどを配備いたします。</p> <p>要配慮者への介助については、要配慮者の介助者と一緒に避難していただくことをお願いしています。引続き、避難所生活をできるかぎりストレスなく送れるよう検討してまいります。</p>
29	【9-1】要配慮者(高齢者・障がい者)・福祉避難所対策	<p>避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成について、当団体委員から、「避難行動要支援者名簿に登録しているので、いざという時はそれに則り支援が得られるのかと勘違いしていた。」との意見があった。</p> <p>当団体でも「個別避難支援計画の作成」の具体的な取り組みについて検討しご提案につなげたいと思っている。また、個別避難計画の取組の目的について「5年以内には達成したいと考えている」とお返事いただいたため、積極的な取り組みに期待する。</p>	<p>個別避難計画については、国の指針によれば「令和3年改正法施行後からおおむね5年程度で優先度が高い方の計画作成が完了するように」とされています。その「優先度が高い方」、つまり災害時に甚大な被害を被る危険性が高い方については、国の指針に則り、区において現在検討を進めており、おおむね令和6年度中までを目途に作成していく予定です。</p>

No	項目	意見の要旨	区の考え方(案)
30	【9-1】 要配慮者(高齢者・障がい者)・福祉避難所対策	全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、現在それがどの程度進んでいるのか教えてほしい。	浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。 令和3年9月30日現在、水防法に基づき大田区地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設は959施設となっております。そのうち、避難確保計画を作成している要配慮者利用施設は817施設となっております。 区では、作成に至っていない施設に対して、講習会を開催する等、計画作成の促進を図っております。
31	【9-1】 要配慮者(高齢者・障がい者)・福祉避難所対策	福祉避難所等への移送計画の作成について、避難が必要なほどの大災害に際して、要配慮者を「移送」することに懸念を覚える。福祉避難所それぞれの地域性なども加味して、学校防災活動拠点との情報共有を密に行ってほしい。	要配慮者によっては移動すること自体が、大きな負担となる方がいらっしゃることは承知しております。区では、大田区総合防災情報システムにおいて、学校防災活動拠点で把握している状況を関係者で情報共有し、安全に開設できる福祉避難所へ移送する方について検討するなど、要配慮者の安全を考慮してまいります。
32	【9-1】 要配慮者(高齢者・障がい者)・福祉避難所対策	水害時に開設する福祉避難所のさらなる確保について、福祉避難所協定施設によっては、地域の民間事業者と独自に避難スペースについて協力体制を築き始めているところもあるようである。地域性に応じた様々な可能性について、働きかけをお願いしたい。	水害時を含め、災害時の福祉避難所に従事する人員等、体制整備は大きな課題です。災害時には福祉避難所となる社会福祉施設は、入所者及び通所者の対応等で開設に遅れが出る恐れがあります。民間事業者との協力関係を築くことは、課題解決につながるものと考えますが、今後は他自治体の状況等を確認したうえで研究してまいります。
33	【9-1】 要配慮者(高齢者・障がい者)・福祉避難所対策	水害時緊急避難場所内要配慮者スペースの受け入れ訓練の実施について、一日も早い訓練の実施を期待する。	令和2年11月には風水害を想定した大田区総合防災訓練を実施し、要配慮者が避難してきたことを想定した訓練を実施いたしました。 また、学校防災活動拠点単位でも、令和3年3月に西六郷小学校において水害時避難所訓練を実施し、その中で地域の皆様に要配慮者の対応、要配慮者スペースの開設等を訓練していただきました。 今後も学校防災活動拠点において、要配慮者スペースの受け入れ訓練の実施を進めていこう、拠点会議と連携してまいります。
34	【9-1】 要配慮者(高齢者・障がい者)・福祉避難所対策	福祉避難所協定施設への備蓄品の確保や保管についての検討について、平素の支援業務に加えての、備蓄品確保や保管は現場にとって負担が大きいのではと懸念される。各福祉避難所と関連する学校防災活動拠点で情報共有～意見交換のできる場面を積極的に作っていただきたい。	福祉避難所の備蓄品については、当該施設での保管が困難な場合、区の地区備蓄倉庫に保管しております。なお、福祉避難所は区全域から避難者を受け入れる可能性があるため、特定の学校防災活動拠点との連携強化は困難ですが、区と各施設との間で情報共有や意見交換を積極的に進めてまいります。

#### 4 その他防災の取組について

No	概要	意見の要旨	区の考え方
35	感染症対策を想定した避難所訓練の実施	大田区政意識調査における区民の心配事は、災害への不安が近年1位となっている。首都直下地震においては、大田区内の建物の3/4が被害を受けると想定されており、避難所難民となる区民も多発すると思われる。また、コロナウイルスの影響もあり、感染症に配慮した避難所のあり方、受け入れ可能人数など、きちんと想定し、訓練を行うべきだと考える。	新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、令和2年7月に「避難所における感染症対策標準マニュアル」を作成しました。これ以降、各避難所において本マニュアルをもとに感染症対策を踏まえた避難所の運営体制の整備や物品配備を進めるとともに、随時訓練を実施しています。引き続き、地震や水害だけでなく、感染症対策も踏まえた実効的な避難所運営体制の整備と訓練の実施を進めてまいります。



No.	項目	意見の要旨	区の考え方(案)
36	個別避難計画	当団体では、「ヘルプカード」はみなさんにSOSを発信するための「自助ツール」と認識し、その啓発周知に取り組み続けているとともに、それを作成するにあたり、「個別の避難支援計画」を当事者自らが作れる可能性などについても検討していきたい。そのように、当事者の意識向上も同時に必要と考えており、「マイタイムライン講習」の機会づくりなどには大いに協力していきたいと考えている。	個別避難計画には、区が主体的に作成していく計画と、ご本人あるいは家族や地域における支援関係者等の皆様に協力いただいて作成する計画があります。当事者等自らが作成しようとする際には、防災意識の向上とともに区の災害対策について知っていただくことが必要です。区が今年度作成したマイ・タイムライン作成支援動画の活用や、要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会へのご参加を促すなど、引き続き、自助を強化いただけるよう取り組んでまいります。
37	要配慮者利用施設への専門家派遣	福祉避難所や保育園、学童施設、デイサービス所等、要配慮者の集まる場所への防災の専門家の派遣を行うべきだと考える。	要配慮者の健康管理等の専門家として、発災時には保健師・管理栄養士・歯科衛生士が保健衛生班を編成し、避難所や自宅等で生活する要配慮者に対する健康管理のための巡回健康相談を実施する計画となっております。
38	在宅避難に関する環境整備	在宅避難を推奨するにあたっては、区民の自助意識の啓発、自助のための共助(地域ぐるみ)の環境整備を行うべきだと考える。	自助意識の啓発としては、大田区ホームページや広報誌、各種講習会等で在宅避難についても啓発しております。また地域においては、学校防災活動拠点本部の地域活動班が在宅避難者への情報提供や地域の見回り、在宅要配慮者等の生活支援等を担っております。引き続きさらなる自助意識の普及啓発に努めるとともに、地域一体となって災害対応に取り組めるよう、地域防災の組織力を強化するための仕組みづくりを検討してまいります。
39	学校防災活動拠点の考え方	<p>避難所運営がメインとなる学校防災活動拠点だけでなく、それを包括する組織として「地域防災委員会(仮名)」を位置づけることを提案する。これにより、避難所だけでなく地域全体をカバーする防災対策を推進していく。</p> <p>(1) 地域防災活動を二つの分野に分割する案</p> <p>① 学校避難所運営      現行の担当町会で運営する⇒主に、避難所運営のみを対象にした活動を担当する。</p> <p>② 地域防災委員会      現行の防災拠点地域をベースに、あらたに対象地域からボランティアを募集し、委員会を組織する。⇒小学校の「おやじの会」などに協力を呼びかける。</p> <p>(2) 現在の避難所に被災者を集めるやり方だけにこだわらず、自宅が無事な住民には「自宅待機」を積極的に呼びかける。</p> <p>(3) 地域防災委員会の仕事</p> <p>① 被災家屋の確認と被害状況の把握      ② ひとり暮らし高齢者名簿をベースに、自宅にとどまるひとり暮らし高齢者の把握      ③ 避難行動要支援者名簿をベースに、自宅にとどまる要支援者の把握      ④ 自宅待機家庭への支援物資の配付体制づくりと徹底      ⑤ 地域防災委員会は、月1回以上に定期会議を開催し、日常的に地域防災に関する課題と解決の道筋を明らかにいく。      ⑥ 地域防災委員は15歳以上のボランティアで構成される。特に、高校生以上の子ども達にも積極的に地域問題に係わってもらう。</p> <p>(4) 大田区内に「地域防災協議会」を設置する。</p> <p>① 地域防災を区職員だけでなく、区民ボランティアの力を発揮できるように、広く区民に呼びかけ、組織する。</p> <p>(5) 町会・自治会に「地域防災担当」を複数、配置することを呼びかけ、運営に対する補助金を助成する。</p>	<p>過去、大田区の地域防災組織は避難所運営協議会と防災市民組織の二つ組織に区分されておりましたが、東日本大震災等の教訓を踏まえて情報の一元化を図るため両者を統合し、限られた人材や備蓄物資等を地域全体で有効に活用できるように学校防災活動拠点として整備いたしました。</p> <p>地域全体をカバーする防災活動を担う組織としては、学校防災活動拠点組織内の地域活動班や、防災市民組織等の役割として位置づけております。</p> <p>(3)④自宅待機家庭への支援物資の配布体制づくりと徹底については、区としても大きな課題として認識しております。</p> <p>可能な限り今ある組織を活かしながら、地域一体となって災害対応に取り組めるよう、地域防災の組織力を強化するための仕組みづくりについて、引き続き検討してまいります。</p>

No.	項目	意見の要旨	区の考え方(案)
40	福祉避難所の周知方法	2019年の台風19号被害における大田区の避難所の利用者は12,102人であるのに、福祉避難所の利用は77人であるとのこと。障害白書では、障害者の数は人口のおよそ12%程度ともされており、福祉避難所の利用が障害者の人口からしてあまりにも少なかったと言える。当団体でも「福祉避難所を利用したくてもできなかった」という声も寄せられている。また、防災啓発団体の関係者が特別支援学校で研修した際にも知らない人が多かったとの声が寄せられている。自助・共助の取り組みでは防災減災には正しい情報の取得が何より必要である。対象者の棲み分け問題から情報公開が遅れがちな状況もあるようだが、福祉避難所の開設においては日ごろから自治体のホームページで情報公開を行うことを防災計画において担保することを提案する。	一般の避難所では避難生活を送ることが困難な要配慮者の方のため、開設する福祉避難所に関する速やかな情報提供は、重要であると認識しております。福祉避難所は、風水害時には学校等避難所(水害時緊急避難場所)と同時開設、震災時においても発災後速やかに開設する予定です。福祉避難所は区内の社会福祉施設等に開設される予定で、平時の利用者との調整、建物の損傷状況等により、施設によって開設のタイミングが異なりますので、詳細な開設状況につきましては、平時における利用者との調整や福祉避難所協定施設により区のホームページ、防災ポータル、大田区公式防災アプリ、大田区防災ポータルサイト等で公開する予定です。一方、現状の福祉避難所だけでは全ての要配慮者に避難いただくことは困難である現状から、国から示されている「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」においても、「指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定の際に公示することができる」とあり、受入対象者に限定して個別にお知らせすることも想定されます。その際のお知らせ方法を含め、区として福祉避難所のあり方を検討してまいります。
41	家具転倒防止器具の設置補助制度の周知について	大田区で実施している家具転倒防止器具の設置補助制度について、大田区ホームページ等で情報を一覧で示すなど、福祉と防災といったような担当所管と越えて一体的な情報提供を進めてほしい。	区報やホームページ、デジタルサイネージ(映像・テロップ放送)での広報や各特別出張所、各地域福祉課、各地域包括支援センターにおけるパンフレットの窓口配布を実施しております。また、防災イベント等での普及・啓発活動も積極的に行い、支給も進めております。今後も区民の皆様の命を守るため、普及啓発を推進してまいります。
42	地域訓練	防災学習については、災害時のことを考えることに対しての心理的なハードルを感じる声や町会単位の避難訓練には参加しにくいといった声があるため、敷居を下げる取り組みが必要である。	区では、防災に関する講習会を実施したり、体験型のブースなどを設置した総合防災訓練を実施したりするなど、どなたでも気軽に防災学習ができるような取り組みを行っております。またコロナ禍においては、自宅等で防災学習ができるよう、大田区チャンネル(YouTube)等を活用し、マイ・タイムラインなど防災について学べる動画を公開しております。今後も多くの区民の防災意識を高揚させるため、引き続き防災を学ぶ機会の充実に取り組んでまいります。
43	地域訓練	近年実施されている要配慮者向けのマイ・タイムライン講習会のような取り組みは重要である。こういった機会を通して顔の見える関係を作り、障害者理解を地域から作る副次的な効果も期待できる。行政・障害者団体・防災啓発団体などと連携を図りながら取り組んでほしい。	「要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会」は、要配慮者が自身の避難行動計画(マイ・タイムライン)を作成することにより、ご自身が適切に避難行動をとることができることに加え、風水害に対する防災意識の向上を図ることを目的として開催しております。今年度は要配慮者及びその関係者に加え、ケアマネジャーなどの支援者も対象として実施しました。そこでは自身のタイムラインと共に日頃から支援を行っている要配慮者の避難支援について時系列で考える「サポート・タイムライン」を紹介し、当事者だけでなく地域で避難行動計画について考える機会を増やしてまいりました。防災訓練については、学校防災活動拠点会議において、要配慮者スペースを通して障がい者理解を促すよう取り組んでおります。今後、関係する団体との連携についても検討してまいります。

No.	項目	意見の要旨	区の考え方(案)
44	避難行動要支援者名簿の取扱い	<p>当団体で実施したアンケートでは、避難行動要支援者名簿について「知っている」と答えた人はわずかに約16%であり、名簿自体の認知が高くない現状が明らかになった。</p> <p>一方で、避難行動要支援者名簿を知っている人からは「メリットが感じにくい」「プライバシー配慮のことが気になる」「精神障害の場合、何を基準化して申請の判断をすればよいかわからない」「(窓口で)とりあえず登録を勧められたが、他の人に迷惑にならないか気が引ける」などといった声が寄せられている。制度や運用ビジョンに即した説明や活用事例のイメージなどがあると登録の要否の判断がしやすくなる。手帳等級だけではなく、わかりやすい基準化について説明資料に加えてほしい。</p>	<p>避難行動要支援者名簿については、自治会・町会や民生委員など地域の避難支援等関係者には、避難行動要支援者と顔の見える関係を構築していただくための具体的な活用事例及び個人情報の取扱いを徹底していただくための「避難行動要支援者名簿の取扱いガイドライン」を添付しております。また、令和2年度には全戸配布の際にチラシを同封し、毎年区報にて周知するなど、普及啓発に取り組んでいます。避難行動要支援者名簿の対象は、精神障がいについては現状、手帳の等級などの基準を設けておりませんが、発災時に円滑な避難行動に不安があり、支援が必要な方は申請するよう促しています。引き続き、名簿の周知に取り組んでまいります。</p>
45	避難行動要支援者名簿の取扱い	<p>障害に関する事項は個人情報でいうところの要配慮個人情報となり、より厳密な情報管理が求められる。しかし町会を含めた幅広い関係機関での共有が可能となっていることから、情報管理についての管理がどこまで徹底されているか大きな懸念が生じている。また、精神障害者の扱いについては、警察機関内で保安対策などの別の目的に利用されないか深刻に憂慮している。</p> <p>平成25年災害対策基本法改正以降、本人の同意を得ないで関係機関への名簿情報提供が可能となっており、人不在の形でプライバシーが流布されることに大いに懸念する。現状をさらに精査し、慎重な扱いとなるような防災計画上の文言の加筆修正を求める。</p>	<p>避難行動要支援者名簿への登録について、精神に障がいのある方については、手帳の等級などの基準を設けておりませんが、自らが避難行動に不安があり、かつ名簿登録及び避難支援等関係者への情報提供について同意があった方が対象となります。</p> <p>避難行動要支援者名簿に記載されている事項は、適正に管理されなければなりません。区としても、避難行動要支援者の皆様が安心して地域で暮らしていただくために、引き続き名簿を有効に活用しつつ、避難支援等関係者に対しても慎重な取扱いの徹底を行ってまいります。</p>
46	精神障害者の服薬について	<p>当団体が実施したアンケート調査で、精神障害特有の問題として最も寄せられた課題感「日ごろの服薬が困難にならないか」といった懸念であった。当団体のメンバーでも当事者の中ではかかりつけ医と相談している人ばかりではない。</p> <p>精神科医数人に問い合わせた限りだが、災害時の服薬確保に関する指針のようなものはあまり聞いたことがないとのこと。精神障害における治療の中心は薬物治療であることから、多様性に配慮した防災対策に鑑みて、現行制度にある災害時薬事コーディネーターの制度運用のイメージを抑えつつ、災害時における精神科医療における服薬に関するありかたについてのガイドライン作りや具体的な情報提供を行うことを提案する。</p>	<p>災害時には医薬品卸会社から医薬品を供給していただく体制となっています。災害時に医薬品の流通が滞らないよう医薬品卸会社と協力しながら努めてまいります。</p>